

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	潜在助産師復職研修事業（産科診療所における助産師確保のためのモデル事業）	
主管部局・課室	医政局看護課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-1	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
個別目標	2	女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ること

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>①現状分析</p> <p>世界に例をみない人口の急速な高齢化や保健医療を取り巻く環境の変化に伴い、保健医療サービスの担い手である看護職員の需要が増大することが見込まれる。</p> <p>看護職員需給見通しについては、現在のところ順調に推移しているところであるが、さらに21世紀における看護職員の計画的かつ安定的な確保を図るため、新たな職員需給見通しの策定を予定しているところ。</p> <p>中でも、周産期領域における医療安全の確保に向けた体制整備は重要な課題である一方で、助産業務は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第30条により、医師又は助産師しか行うことのできない業務であり、助産師のいない産科診療所においては、医師のみの対応だけでは困難な場合がある。</p> <p>②問題点</p> <p>これまで、看護職員の養给力の拡充を中心として各種施策を推進してきたところだが、今後、我が国の出生率の現状から若年労働力人口の減少が予想されるため、養给力の確保に配慮しつつ、今後は、業務に従事している助産師等の離職の防止と、潜在助産師等の再就業の支援に重点的に取り組む必要がある。</p> <p>③問題分析</p> <p>中でも、周産期領域における医療安全の確保に向けた体制整備は重要な課題であるが、助産業務は、保健師助産師看護師法第30条により、医師又は助産師しか行うことのできない業務であり、助産師のいない産科診療所においては、医師のみの対応だけでは困難な場合があることから、早急に助産師の確保に向けての体制整備が必要である。</p> <p>特に、助産師は助産業務を通じて妊産婦及び新生児に直接ケアを提供することが多いことから、安心、安全な出産のために重要な役割を担っている。</p> <p>④事業の必要性</p> <p>以上から、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産所から助産支援として助産師を派遣し、併せて助産技術の向上のための相互研修を行うなどのモデル事業の実施することにより、産科診療所における助産の充実を図る必要がある。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>地域において、安心・安全なお産ができる体制を確保し、限られた医療資源を効率的に活用するという観点から、産科医との適切な役割分担・連携の下、正常産を扱うことができる助産師を活用する体制の整備を進めることが重要である。</p>

現状・問題分析に関連する指標		H16	H17	H18	H19	H20
1	就業助産師数 (前年度以上/毎年度)	26,040	27,047 【103.9%】	27,352 【105.0%】	27,927 【107.2%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。						

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）

(2) 事業の内容（概要）

助産師の産科診療所への就業を促すための啓発普及事業を実施するとともに、潜在助産師等を対象に産科の専門的病院で最新の助産に関する知識や技術等に係る臨床実務研修等を行い、臨床実践能力の高い助産師を育成し、産科診療所への助産師の就業の促進を図る。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H18	H19	H20	H21	H22
	100	148	125	123	3
「H22」については予算概算要求額					

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	研修実施都道府県数、目標値：47都道府県で研修実施
政策効果が発現する時期	

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	就業助産師数 (前年度以上/毎年度)	26,040	27,047 【103.9%】	27,352 【105.0%】	27,927 【107.2%】	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・指標1については、医政局看護課調べによる。平成20年度の数値については、現在集計中であり、平成22年2月頃に公表予定である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	事業の実施都道府県数 (前年度以上/毎年度)	—	—	2	6 【300%】	5 【83%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医政局看護課調べによる。						

5. 事前評価の概要

必要性の評価
周産期領域における医療安全の確保に向けた体制整備は重要な課題であるが、助産業務を通じて妊産じょく婦及び新生児に直接ケアを提供するという安心・安全な出産のための重要な役割から、産科診療所における助産師の確保は喫緊の課題であり、助産師のいない産科診療所においては、早急な助産師の確保に向けての体制整備が必要である。
有効性の評価
本事業を通じて潜在助産師に対して実務研修を実施することにより、助産技術のレベルアップ、助産師の役割の再認識、就労意欲の向上等につながり、助産師未配置の産科診療所等への助産師就業の促進へつながる。
効率性の評価
潜在助産師は離職していた期間に医療知識、助産技術が低下している可能性があることから、実際の産科病院等において実務研修を受けることより、潜在助産師の再就業を促進すると考えられるとともに、医療安全の観点からも手段として適正である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
本事業を通じて潜在助産師に対して実務研修を実施することにより、助産技術のレベルアップ、助産師の役割の再認識、就労意欲の向上等につながり、助産師未配置の産科診療所等への助産師就業の促進へつながる。
有効性の評価
平成18年度から平成20年度までの実務研修受講者のうち、約39.0%の潜在助産師が産科診療所等への就業につながり、その他の者についても、技術のレベルアップ等が図られたことで就労意欲が向上したとの事業報告があり、モデル事業として一定の成果があったものとする。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし

(2) 効率性の評価

効率性の評価
必要な養成機関を経て養成するよりも、すでに免許を有しているが就業していない助産師に対して復職研修及び再就業支援を行うことは、助産師の育成・強化に向けて効率的な取組であると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において、所要の予算を要求する。

7. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当 (1) 有・無 (2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。) (1) 有・無

(2) 具体的内容

③ 審議会の指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

「安心と希望の医療確保ビジョン」(平成20年6月18日取りまとめ)において「助産業務に従事する助産師の数を増やすとともに、資質向上策の向上策の充実を図る」とされている。

④ 研究会の有無

(1) 有・無

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤ 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) 有・無

(2) 具体的状況

⑥ 会計検査院による指摘

(1) 有・無

(2) 具体的内容

⑦ その他